

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### 幹部会議の後の飲食費の取扱い

Q：当社は毎月、月末になると幹部を集めて経営会議を行っています。先月、会議が長引いたので、会議終了後、慰労のため近くの小料理屋で宴会をしました。

これに要した費用の取扱いはどのようにすればよいのでしょうか。

A：交際費等に該当することになります。

#### 【解説】

会議に関連して、茶菓、弁当などを供与するために通常要する費用は、会議費として交際費等からは除かれることになります。

一方、個人的費用とされる役員や使用人の飲食費用等を会社が負担した場合には、その負担した費用は、その役員や使用人に対して給与を支給したものとして取り扱われます。

さて、ご質問の宴会費用は、通常会議を行う場所で通常供与される昼食程度を超えないものの範囲にあるとは考えられませんので、会議費には当たらないと考えられます。

また、会議が会社の都合で夜遅くなったために支出したものであるため、個人的費用の負担にはなりません。

従いまして、会社の事業関係者に対する接待、きょう応、慰安等のために支出する費用として交際費等に該当することになります。

なお、会議が長引いたために供与される夕食で通常供与される昼食程度を超えない場合は、会議費として差し支えないでしょう。

